

特別支援教育総合推進事業「特別支援教育の体制整備の推進」  
広域特別支援連携協議会開催要領

(令和5年(2023年)4月24日 学校教育局特別支援教育課長決定)

(目的)

第1条 北海道における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する教育的支援の充実と支援体制の整備を促進するため、広域特別支援連携協議会（以下「広域連携協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 広域連携協議会は、次の各号に掲げる事項についての協議を行うとともに、特別支援教育総合推進事業の運営を行う。

- (1) 特別支援教育総合推進事業の推進に関すること。
- (2) 地域における支援体制の整備及びネットワーク形成に関すること。
- (3) 障がいのある幼児児童生徒にかかる人材の養成・確保に関すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成・活用に関すること。
- (5) その他広域連携協議会が必要と認めること。

(構成)

第3条 広域連携協議会は、25名程度をもって構成する。

- 2 構成員は、次の各号に掲げる者とし、教育長が決定する。
- (1) 教育、医療、福祉、労働等の関係機関の職員
  - (2) 親の会等
  - (3) 道（医療、福祉、労働等）及び教育庁の関係部局の職員

(座長)

第4条 広域連携協議会に座長を置く。

- 2 座長は、広域連携協議会の議事進行を担任する。
- 3 座長は構成員が互選する。

(会議の招集)

第5条 広域連携協議会の会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 広域連携協議会の庶務は、学校教育局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるものほか、広域連携協議会の運営に関し必要な事項は、学校教育局特別支援教育課長が定める。

- 2 広域連携協議会の運営に当たっては、北海道保健福祉部が設置する「北海道発達支援推進協議会」と密接に連携を図ることとする。

附 則

この要領は決定の日から施行する。